

# 佐伯監督署からのお知らせ

令和8年1月発行

## 令和7年労働災害発生状況(12月末現在)

死傷者数は、新型コロナウイルスによる死傷者数を除きます。

### 令和7年は死傷者数が大幅に減少

業種により差はあるもののどの業種も軒並み減少

全産業での死傷者数 126人(令和6年同期比 -30.8%)

	同期比	(第三次産業)	同期比
・製造業	-25.5%	商業	-5.6%
・建設業	-50.0%	保健衛生業	-41.7%
・運輸交通業	-37.5%	接客娯楽業	-85.7%
・農林業	-5.6%	清掃・畜業	-75.0%

令和7年4月に林業において労働者が作業中に1名死亡しました。以降において幸い労働者の死亡事故は発生していませんが、労働者ではない一人親方等が作業中に死亡する事案が発生しています。

このように統計上には現れない死亡事故が起きていることは労働者が同じ事象に巻き込まれるおそれがあります。

作業する場所に潜む危険や有害に関する情報をすべての者が共有することは最低限必要なことですが、危険な作業方法を行うことなく安全な作業手順を遵守しているか確認するとともに、作業に潜む危険を見つける目を養う必要があります。

佐伯労働基準監督署 安全衛生課

876-0811

佐伯市鶴谷町1-3-28 佐伯労働総合庁舎3階

0972-22-3421 FAX 0972-24-0934

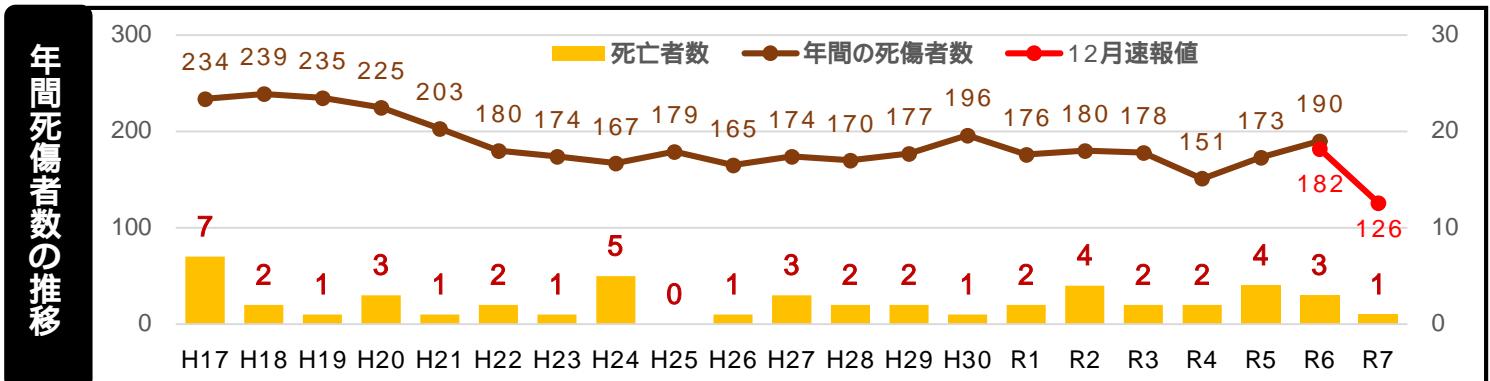
管轄区域 佐伯市・津久見市・臼杵市

### 令和7年 労働災害発生状況 12月末

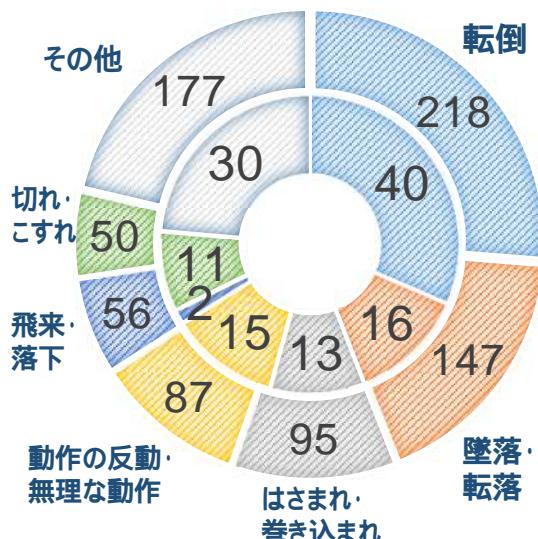
佐伯監督署	令和6年		令和7年		増減	
	死亡	死傷	死亡	死傷	死亡	死傷
全業種	2	182	1	126	-1	-56
製造業	1	55	41	-1	-14	
造船業	1	26	11	-1	-15	
建設業		30	15		-15	
運輸交通業		8	5		-3	
農林業		18	17	+1	-1	
第三次産業	1	63	40	-1	-23	
商業		18	17		-1	
保健衛生業		24	14		-10	
接客娯楽業		7	1		-6	
清掃・畜業		8	2		-6	

労働者死傷病報告(休業4日以上)の受理件数を集計したもので、死傷者数には死亡者数を含む。

鉱業、貨物取扱業、畜産水産業、第三次産業の一部の業種は業種別内訳に表示していない。



### 参考 事故の型別の死傷者数内訳 (外:過去5年間の合計 内:令和7年)



### 年頭のご挨拶 佐伯労働基準監督署長 阿部 敬



管内の皆様方には平素から労働基準行政、とりわけ安全衛生行政の推進につきまして格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当署管内の労働災害は速報値ではありますが12月末における前年同時期比30%減となり過去最低の災害発生件数となる見込みです。

ひとえに皆様方の不断の努力の成果であると感謝いたします。

しかしながら第14次労働災害防止計画(令和5年から令和9年の5年間)の目標の一つである【計画期間中の死亡災害総数9名以下】を達成するためには予断を許さない状況であり、今年も引き続き労働災害防止対策について各種対策を推進していく必要があります。

当署といたしましては、安心して働くことができる労働環境の整備を推進し死亡重大災害の撲滅に取り組んでまいります。

本年も引き続き労働災害防止への御協力を賜りますようお願い申し上げますとともに事業場の皆様方の御発展と御安全を祈念いたしました年頭の御挨拶とさせていただきます。



2

## 慣れた頃こそ再確認 化学物質の扱い方 月は化学物質管理強調月間。



<https://chemiguide.mhlw.go.jp/kyochogekkan/index.html>

### あなたの職場にいますか？ 化学物質管理者

労働安全衛生関係法令の改正により、令和6年4月から業種・事業規模を問わず、化学物質管理者の選任やリスクアセスメント等に基づく適切な管理等が義務づけられています。

今回の労働安全衛生法令の改正で、規制対象物が、危険有害性が確認されている物質全てに拡大されます。

令和8年4月に約2900物質となり、今後も危険有害性が確認された物質を追加していきます。これまで危険性・有害性のある物質についてその情報が物質を使う人には伝達されていなかったこと、あるいは、伝達されても使う人が適切な取り扱いをしていなかったことが原因で、職場での労働災害がなかなか減りませんでした。



### まずは身近な製品のラベルをチェック！



左図のように赤枠で囲まれたGHSのマークがラベルに表示されている製品は、危険性・有害性があるので取り扱いに注意しましょう。そして、法律に従った管理が必要なリスクアセスメント対象物が含まれているかどうか、SDS(安全データシート)を確認してみましょう。

### 化学物質の自律的な管理に関する自主点検表



自主点検票には以下7項目が掲げられ、それぞれに解説が示されています。  
自主点検票は厚生労働省のホームページや労働局・各監督署で入手できます。

- 事業場で製造・取り扱っている化学物質がリスクアセスメント(RA)対象物であるかを把握していますか。  
化学物質管理者を選任していますか。
- RAを実施していますか。
- RAの結果に基づくリスク低減措置を行っていますか。
- 安全データシート(SDS)とリスクアセスメントの結果等を労働者に周知し、教育を行っていますか。  
(保護具を使用している場合)保護具着用管理責任者を選任していますか。
- (化学物質の譲渡・提供を行っている場合)ラベル表示を行い、SDS等による通知を行っていますか。



まずはホームページで必要な対応をチェック！

ケミガイド

検索

<https://chemiguide.mhlw.go.jp/>

※記載の製品において、規制対象となるのはリスクアセスメント対象物の場合です。